

奈良県告示第四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十六年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
和田 泰明	げんき整骨院 桜井市大福二四三	平成二十六年二月一日
森田 智徳	もりた整骨院 生駒郡平群町西宮二一六―二二 一〇五	平成二十五年十二月二十 日
中村 泰三	あすか整骨院 御所市一九八―一	平成二十六年二月一日